

富山県中小企業経営モデル企業指定制度の概要

1 目的

モデル企業の経営の実例等を他の中小企業に示すことにより中小企業の経営意欲を喚起し、さらに当該企業を本県の中小企業経営の模範的企業として育成するため、経営管理が総合的に良好で、経営革新等の実績がある企業を指定する。

2 制度内容

(1) 対象

中小企業支援法第2条に該当する中小企業者であり、製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む企業

(2) 指定要件

経営成績及び経営全体に関する管理が良好な企業で、次のいずれかに該当する企業

- ① 構造的課題や情報化への対応がなされている企業
- ② 独自の技術力を持つ企画提案型企业
- ③ 独創的な自社製品を持つ開発型企业
- ④ 先駆的な経営管理システムを持つ企業
- ⑤ 新規に創業等を行い、成功を収めたベンチャー企業

(3) 指定方法

外部委員を含めた選定委員会で審査し、知事が指定

3 制度制定の経緯

中小企業の経営意欲を喚起する国の制度（中小企業合理化モデル工場指定制度）が平成8年に廃止されたことから、指定要件を「経営管理の合理化から構造的課題への対応、新技術開発等に主眼を移す」、「対象業種を製造業から情報サービス業等まで拡大する」等の見直しを行い、平成12年に知事が指定する本制度を設け、翌年から指定を開始

4 支援内容

指定企業は、「富山県中小企業経営モデル企業研究会[※]」に加入し、指定企業の工場視察や県外先進企業視察、講習会の開催等の活動により経営改善につなげるとともに交流を深めている。（令和8年3月末現在：26社）

※「中小企業合理化モデル工場指定制度」又は「富山県中小企業経営モデル企業指定制度」の指定企業が任意で参加する研究会
（会長）㈱石金精機 代表取締役 清水 克洋 氏 （事務局）県経営支援課